失踪宣告

平成２９年（家）第２７２号
本籍和歌山県有田市港町380番地１、最後の住所和歌山県有田市港町380番地１
不在者　北薗チヅコ
昭和４年７月25日生
平成30年１月６日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第４４号
本籍広島県尾道市西則末町2239番地３、最後の住所広島県尾道市西則末町３番12号
不在者　児玉　律夫
昭和13年１月10日生
平成30年１月５日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所尾道支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２８３号
本籍福岡県福岡市早良区百道浜４丁目31番、最後の住所福岡県福岡市早良区百道浜４丁目31番１―905号
不在者　因　　啓一
昭和23年１月28日生
平成30年１月５日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第８０６２号
本籍宮崎県宮崎市北高松町４番地、最後の住所宮崎県宮崎市大塚町鎌ケ迫2492番地５
不在者　筒井シヅカ
大正11年11月６日生
平成30年１月５日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第４７４号
本籍山梨県山梨市小原東414番地、住所千葉市若葉区加曽利町667―１
申立人（失踪者）　野澤　尚登
昭和26年８月20日生
平成30年１月10日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２４４０号
本籍名古屋市南区星崎１丁目173番地、住所名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３
申立人（失踪者）　蟹江　正彦
昭和37年３月23日生
平成30年１月10日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２２７３号
本籍愛知県名古屋市中川区八熊２丁目302番地、住所三重県四日市市智積町1354番地
申立人（失踪者）　菊山　鈴之
昭和18年９月20日生
平成30年１月10日失踪宣告取消審判確定
津家庭裁判所四日市支部裁判所書記官

平成２９年（家）第５１３号
本籍北海道余市郡仁木町大江１丁目365番地、居所北九州市小倉北区鋳物師町10―11更生保護施設湧金寮
申立人（失踪者）　川邊　正幸
昭和26年11月５日生
平成30年１月11日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第４号
大阪市中央区城見２丁目１番61号
申立人　パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社
代表者代表取締役　吉清　和芳
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月９日
平成30年１月10日　静岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＯ86969
金額　124,000円
支払期日　平成30年１月10日
支払地　静岡県静岡市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行静岡支店
振出日　平成29年８月10日
振出地　静岡市葵区清閑町14番５号
振出人　菱和設備株式会社　取締役社長　山名　昭義
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４１３号
静岡県御殿場市竈1076番地の10
債務者　有限会社立山設備
代表者代表取締役　佐伯　淳二
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　圓井　花織
４　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
東京都調布市深大寺元町２丁目７番地25
債務者　株式会社ＯＢＮＥＳ
代表者代表取締役　縄田　秀樹
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　大輔
４　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２７号
東京都大田区南馬込５丁目６番16―103号
債務者　株式会社麒麟
代表者代表取締役　橋本　祐治
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　光岡　幸生
４　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３２号
東京都葛飾区堀切２丁目17番25号
債務者　有限会社ミトモ商事
代表者代表取締役　梅本成志郎
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　太郎
４　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４５号
東京都港区芝大門１丁目16番６号　新雅ビル７Ｆ
債務者　株式会社プロシード
代表者代表取締役　木津谷順二
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米山　朋宏
４　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２号
東京都中央区八丁堀３丁目20番１号
債務者　株式会社新栄フーズ
代表者代表取締役　布施　盛重
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白井　由里
４　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６６号
東京都葛飾区高砂３丁目１―45、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南麻布５丁目１番８号
債務者　イトーオーバーシーズ株式会社
代表者代表取締役　伊藤　正人
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉岡　麻子
４　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部